

子 発 0218 第 8 号
令和 4 年 2 月 18 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」
の一部改正について

標記については、平成24年4月5日雇児発第0405号の11厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、
個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」により行
われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和
3年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。